平成２９年（フ）第４５７号
鹿児島県いちき串木野市浦和町173番地１
債務者　渡邉　治美
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
千葉県柏市大山台２丁目17番地２　インシュランスビルⅥ―308号
債務者　渡部　聡子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６２号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目14番48号
債務者　瀬川　修二
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１８号
青森県弘前市大字大開１丁目11番地８　大開ハイツ５号
債務者　水口　文子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１４６５号
津市住吉町６番26号　レオパレスステュディオＴＳＵ108号、従前の住所名古屋市瑞穂区船原町４丁目３番地の１　アストリー21　101号
債務者　松本　信人
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７０３号
名古屋市西区児玉１丁目４番12号　富士和マンション101号、従前の住所名古屋市西区児玉１丁目４番２号　喜久和マンション401号
債務者　伊藤　　務
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７５号
千葉県野田市関宿台町408番地　プルミエール103号
債務者　長谷川拓海
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４３号
千葉県柏市増尾５丁目３番16号　富士コーポ101号
債務者　井上　　孝
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５号
北海道根室市明治町１丁目１番地４　パークタウン明治Ｂ棟506号
債務者　関　　浩明
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第４６号
北海道根室市明治町１丁目１番地４　パークタウン明治Ｂ棟506号
債務者　関　　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２１７号
茨城県つくば市天久保２丁目13番地10　住友化学天久保社宅306号、前住所愛知県名古屋市天白区向が丘３丁目204番地１（Ｃｏｃｏａ210号）
債務者　阿部真衣子（旧姓江場）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３６号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　１号401
債務者　与口美華こと　李　　想
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４４号
埼玉県新座市栄４丁目２番７号　ハイムサクシード501号室
債務者　中尾　四郎
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６２号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目９番33―110号
債務者　松田　博志
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７８号
さいたま市大宮区天沼町１丁目458番地
債務者　見凿　祐平
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７８号
さいたま市岩槻区南平野４―10―２　レオパレスピュアコート２　202号、住民票上の住所埼玉県春日部市六軒町83番地５
債務者　和田　史朗
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―４―209
債務者　加藤　和夫
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係